

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和4年12月20日〕
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会

議での議論を踏まえ、制度の検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。

また、計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 国から都道府県への事務・権限の移譲等

【警察庁】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するもののうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【金融庁】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限

(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるもののうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【総務省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【法務省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【文部科学省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【環境省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体

制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 建築基準法（昭25法201）

新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間（85条4項）及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間（87条の3第4項）については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。

（関係府省：厚生労働省及び国土交通省）

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第203号））]

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平24法31）

都道府県行動計画（7条）及び市町村行動計画（8条）（以下この事項において「計画」という。）の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。

- ・計画の変更（7条9項及び8条8項）について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。
- ・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取（7条3項及び8条7項）について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見

聴取を行わないこととして差し支えないこと。

- ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。

[措置済み（令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）]

【内閣府】

（1）児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

子育てのための施設等利用給付交付金（子ども・子育て支援法68条2項）の返還手続については、市町村（特別区を含む。）の円滑な事務に資するよう、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。

（3）災害対策基本法（昭36法223）

罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図

るため、以下の措置を講ずる。

- ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。
（関係府省：総務省）
- ・「準半壊に至らない（一部損壊）」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。

（４）交通安全対策基本法（昭45法110）

市町村交通安全計画（26条1項）及び市町村交通安全実施計画（同条4項）の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。

（５）児童手当法（昭46法73）

- （i）児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、令和5年中に当該システムを改修する。
- （ii）児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村（特別区を含む。）から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）地震防災対策特別措置法（平7法111）

地震防災緊急事業五箇年計画（2条1項。以下この事項において「計画」という。）については、以下の措置を講ずる。

- ・国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平25法95）13条）と一体のものとして策

定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。

- ・ 内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取（2条3項）に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・ 計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要がある場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。

（7）地域再生法（平17法24）

- （i）地方創生推進交付金の事業費の増額を伴う変更申請については、認定地域再生計画（5条15項）に記載している総事業費の2割以内の増額など、同計画の変更認定申請を要しない増額であり、かつ、資材費等の物価高騰や労務単価の上昇等の当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額であるなど、一定の条件を満たす場合に限り、申請の機会を拡充する。

[措置済み（令和4年8月31日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）]

- （ii）地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（8）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

- （i）幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

- （ii）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定

こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供における3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（9）子ども・子育て支援法（平24法65）

- (i) 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。

また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡、令和4年9月13日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書）]

- (ii) 子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告

書を作成する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう令和4年度中に変更する。

(10) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業

幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省）

(11) 結婚新生活支援事業

結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。

また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：個人情報保護委員会、デジタル庁及び総務省）

(12) デジタル田園都市国家構想推進交付金

デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。

- ・事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、令和4年10月から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。
- ・地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）]

【個人情報保護委員会】

(1) 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11。同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。)として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、当該情報の地方公共団体への提供が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(関係府省：総務省)

(2) 地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。

(関係府省：総務省及び国土交通省)

(3) 個人情報の保護に関する法律(平15法57)

水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(i) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保

護委員会への届出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平 28 個人情報保護委員会規則 5）3 条 1 項）から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：デジタル庁）

- (ii) 地方公共団体による特定個人情報保護評価（特定個人情報保護評価に関する規則（平 26 特定個人情報保護委員会規則 1）7 条）については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針（27 条 1 項）の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：デジタル庁）

（5）結婚新生活支援事業

結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和 4 年度中に情報提供する。

また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）19 条 9 号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

（関係府省：内閣府、デジタル庁及び総務省）

【消費者庁】

（1）食品衛生法（昭 22 法 233）

都道府県等食品衛生監視指導計画（24 条 1 項。以下この事項において「監視指導計画」という。）については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、以下

の措置を講ずる。

- ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。
- ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。

(関係府省：厚生労働省)

(2) 消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61)

消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項。以下この事項において「方針」という。)については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。

(3) 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域にお

**ける自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平 26 法 85）
及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令元法 19）**

測定計画（水質汚濁防止法 16 条 1 項）、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 11 条 1 項）、地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 4 条 1 項）及び食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律 12 条及び 13 条）については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び環境省）

（４）地方消費者行政強化交付金

（i）地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（平 30 消費者庁消費者教育・地方協力課）を改正し、当該交付金事業に係る強化学業実施計画書及び実績報告書の様式を簡素化する。

また、一部の事業内容については、申請手続を簡略化するとともに、申請に必要な様式の簡素化を行う。

[措置済み（令和 4 年 3 月 22 日付け消費者庁地方協力課事務連絡）]

（ii）地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」（平 30 消費者庁消費者教育・地方協力課）を改正し、当該交付金の強化学業における軽微な変更に係る費目間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

【デジタル庁】

（１）児童福祉法（昭 22 法 164）及び行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（児童福祉法 19 条の 3 第 7 項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療 DX 推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。

（関係府省：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

（2）栄養士法（昭 22 法 245）、医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、薬剤師法（昭 35 法 146）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和 6 年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和 5 年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

（3）通訳案内士法（昭 24 法 210）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、調理師法（昭 33 法 147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）及び製菓衛生師法（昭 41 法 115）

全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：総務省、厚生労働省及び国土交通省）

（4）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法

134)、介護保険法（平 9 法 123）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平 16 法 149）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和 7 年までに必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

（5）地方税法（昭 25 法 226）

国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：総務省及び財務省）

（6）中小企業信用保険法（昭 25 法 264）

セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2 条 5 項及び 6 項）に関する手続については、令和 5 年度の手続までにオンライン化する。

（関係府省：経済産業省）

（7）水道法（昭 32 法 177）

指定給水装置工事事業者の指定の申請（25 条の 2）、更新の申請（25 条の 3 の 2）及び変更の届出（25 条の 7）における登記事項証明書（商業登記法（昭 38 法 125）10 条。以下同じ。）の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、令和 4 年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和 5 年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国

の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：法務省及び厚生労働省)

(8) 住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省、法務省及び環境省)

(9) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平 14 法 153) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)

- (i) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 3 条 1 項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省)

- (ii) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。

(関係府省：総務省)

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)

- (i) 情報提供等の記録(23 条 1 項)において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、以下の措置を講ずる。

- ・地方公共団体における当該事務の円滑な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタル PMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。
- ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバー制度における情報連携に係る留意点等を、令和 4 年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。

- (ii) 地方公共団体が 9 条 2 項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19 条 9 号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保

護委員会への届出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平 28 個人情報保護委員会規則 5）3 条 1 項）から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：個人情報保護委員会）

- (iii) 地方公共団体による特定個人情報保護評価（特定個人情報保護評価に関する規則（平 26 特定個人情報保護委員会規則 1）7 条）については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針（27 条 1 項）の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：個人情報保護委員会）

(11) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律 7 条 4 項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。

（関係府省：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(12) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令 3 法 38）

公的給付の支給等（2 条 2 項）については、公的給付支給等口座登録者（3 条 4 項）に対して、登録を受けた預貯金口座を、公的給付の支給等の都度当該金銭の授受に利用する意思を確認する必要があるか否かは、当該確認方法も含め、公的給付の支給等を所管する各府省（以下この事項において「関係府省」という。）の判断によること並びに公的給付の支給等に係る事務に支障がない場合には、公的給付支給等口座登録者の利便性の向上及び地方公共団体による効率的な支給の観点から、関係府省及び独自に給付を行う地方公共団体の判断で当該確認を不要とすることが可能であることを明確化し、関係府省及び地方

公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年9月9日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）]

(13) 結婚新生活支援事業

結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。

また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

（関係府省：内閣府、個人情報保護委員会及び総務省）

(14) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：法務省）

【総務省】

(1) 地方自治法（昭22法67）

(i) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭25法261）22条の2）に係る手当（203条の2第4項及び204条2項）については、勤勉手当の支給につい

て検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (ii) 私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令165条の3第1項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 地方自治法（昭22法67）及び都市公園法（昭31法79）

指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部を Park-PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

（関係府省：国土交通省）

[措置済み（令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知）]

(3) 最高裁判所裁判官国民審査法（昭22法136）

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選挙管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。

(4) 児童福祉法（昭22法164）及び住民基本台帳法（昭42法81）

都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等（以下この事項において「児童等」という。）に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収（児童福祉法56条2項）に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。

（関係府省：厚生労働省）

[措置済み（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事

務を定める省令の一部を改正する省令（令和4年総務省令第69号）]]

（5）児童福祉法（昭22法164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

（6）郵便法（昭22法165）、地方税法（昭25法226）、国税徴収法（昭34法147）及び個人情報保護に関する法律（平15法57）

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請（地方税法20条の11。同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。）として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、当該情報の地方公共団体への提供が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：個人情報保護委員会）

（7）戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81）

婚姻の届出（戸籍法74条）と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合（住民基本台帳法施行令30条の14）の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

（関係府省：法務省）

[措置済み（令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）]

（8）消防法（昭23法186）

消防水利の基準（昭39消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて

必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(9) 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)

全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、厚生労働省及び国土交通省)

(10) 公職選挙法(昭25法100)

(i) 選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示(施行令25条、68条及び81条)については、政令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。

[措置済み(公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号))]

(ii) 期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。

(11) 地方交付税法(昭25法211)及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平11法17)

地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程とする。

(12) 地方税法（昭 25 法 226）

- (i) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則 7 条 3 項及び 10 項）及び申告特例申請事項変更届出書（同条 4 項及び 11 項）における性別の記載については、削除する。

[措置済み（地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号））]

- (ii) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁及び財務省）

- (iii) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（73 条の 22）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書（通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定）により、電子データで出力することを可能とする。また、令和 8 年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。

（関係府省：法務省）

- (iv) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和 7 年中にオンライン化する。

（関係府省：国土交通省）

(13) 地方税法（昭 25 法 226）及び個人情報保護に関する法律（平 15 法 57）

事業者等への協力要請（地方税法 20 条の 11）又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権（同法 353 条 1 項）に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ（個人情報保護に関する法律 16 条 3 項）の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報保護に関する法律 27 条 1 項 1 号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和 5 年中に文書で周知する。[再掲]

(関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省)

(14) 地方公務員法(昭 25 法 261) 及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平 26 法 127)

空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 1 項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和 4 年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省及び国土交通省)

(15) 災害対策基本法(昭 36 法 223)

罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

(16) 住民基本台帳法(昭 42 法 81)

- (i) 戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知(9 条 2 項)及び戸籍の附票の作成(16 条)において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理(30 条の 10 第 1 項 3 号及び 30 条の 12 第 1 項 3 号)に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和 4 年 12 月 5 日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

- (ii) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

- ・森林法(昭 26 法 249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務

を処理する場合

(関係府省：農林水産省)

- ・農地法（昭 27 法 229）に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合

(関係府省：農林水産省)

- ・不動産登記法（平 16 法 123）に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合

(関係府省：法務省)

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合

(関係府省：農林水産省)

- ・森林経営管理法（平 30 法 35）に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合

(関係府省：農林水産省)

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平 30 法 49）に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合

(関係府省：法務省及び国土交通省)

- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令元法 15）に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合

(関係府省：法務省)

(17) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可

などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。[再掲]

- (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

- (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、法務省及び環境省)

(18) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123)

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：財務省、文部科学省及び厚生労働省)

(19) 総合保養地域整備法（昭 62 法 71）

総合保養地域整備法に基づく基本構想（5 条 1 項）を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

(20) 救急救命士法（平 3 法 36）

アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。

- ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。
- ・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(21) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平 13 法 120）

地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができること（2 条）については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・署名用電子証明書の発行の申請（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）3 条 1 項）の受付、署名利用者確認のための書類（同条 3 項）の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同条 4 項）の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請（同法 9 条 1 項）の受付及び署名利用者確認のための書類（同条 2 項において準用する同法 3 条 3 項）の受付
- ・利用者証明用電子証明書の発行の申請（同法 22 条 1 項）の受付、利用者証明

利用者確認のための書類（同条3項）の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同条4項）の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請（同法28条1項）の受付及び利用者証明利用者確認のための書類（同条2項において準用する同法22条3項）の受付

(22) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項）以外のものである暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁）

(ii) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。[再掲]

（関係府省：デジタル庁）

(23) 地方独立行政法人法（平15法118）

公立大学法人の年度計画（27条1項）の作成及び年度評価（78条の2第1項1号）については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が在宅で保健

医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている場合、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を本人確認書類として利用できるようにするため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平 27 総務省自治行政局長）及び「公的個人認証サービス事務処理要領」（平 16 総務省自治行政局長）を改正し、市町村（特別区を含む。）に通知する。

[措置済み（令和 4 年 1 月 31 日付け総務省自治行政局長通知）]

- (ii) 令和 5 年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務（附則 6 条）の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、令和 5 年度から、市町村長（特別区の長を含む。）の適切な管理下において外部委託を可能とする。

(25) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律 7 条 4 項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(26) 行政不服審査法（平 26 法 68）

- (i) 行政不服審査裁決・答申検索データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体における運用実態及び支障等の把握に努めるとともに、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告等を踏まえ、所要の機能改修を行い、その旨を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年4月1日付け総務省行政管理局調査法制課事務連絡）]

- (ii) 行政不服審査の不服申立ての手續については、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されると考えられる場合には、氏名等の個人が特定される情報を知ることができない形で裁決書を作成することが可能である旨を、ガイドラインの配布により周知する。
- (iii) 地方公共団体における行政不服審査の申立手續において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手續の在り方については、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告を踏まえ、引き続き検討するとともに、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫について、ガイドラインの配布により周知する。

(27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令3法19）

過疎地域持続的発展方針（7条1項。以下この事項において「方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（9条1項。以下この事項において「計画」という。）については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。

(28) 公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手續に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(29) 結婚新生活支援事業

結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手續については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。

また、当該補助金の交付の申請の手續のうち申請者の所得の確認方法については、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平 25 法 27）19 条 9 号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

（関係府省：内閣府、個人情報保護委員会及びデジタル庁）

(30) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。

(31) 地域国際化協会の認定に係る事務

都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和 4 年度中に削除する。

(32) 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務

障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置のうち、半額免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和 5 年度中に日本放送協会へのオンラインによる申請を可能とする。

（関係府省：厚生労働省）

(33) 消防施設整備計画実態調査

消防施設整備計画実態調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、既存の地理情報システムの本調査における活用方法について地方公共団体に通知するとともに、調査様式の整理及び質疑応答集を作成するなど、運用の改善を図る。

[措置済み（令和 4 年 8 月 5 日付け消防庁消防・救急課長通知）]

(34) 公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を

軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。

(35) マイナンバーカード交付円滑化計画

個人番号カードの交付体制等に係る市町村（特別区を含む。）に対する調査については、令和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(36) 調査・照会（一斉調査）システム

国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会（一斉調査）システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。

[措置済み（令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡）]

【法務省】

(1) 戸籍法（昭22法224）

(i) 戸籍事務における帳簿及び書類つづりの保存（戸籍事務取扱準則制定標準（平16法務省民事局長）55条）については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方法務局並びに市区町村に通知する。

[措置済み（令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）]

(ii) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする。

- (iii) 婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載（施行規則 56 条 6 号、57 条 1 項 8 号及び 58 条 7 号）については、削除することを検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和 4 年度中に周知する。

(2) 戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

婚姻の届出（戸籍法 74 条）と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合（住民基本台帳法施行令 30 条の 14）の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

〔措置済み（令和 4 年 12 月 5 日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）〕

(3) 地方税法（昭 25 法 226）

固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（73 条の 22）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書（通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定）により、電子データで出力することを可能とする。また、令和 8 年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

(4) 森林法（昭 26 法 249）

森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務（191 条の 2 第 2 項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。

（関係府省：農林水産省）

[措置済み（令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知）]

（5）出入国管理及び難民認定法（昭26令319）及び国民健康保険法（昭33法192）

国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する当該者の情報提供を令和5年度中に開始する。

（関係府省：厚生労働省）

（6）出入国管理及び難民認定法（昭26令319）及び職業能力開発促進法（昭44法64）

職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。

- ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法（以下この事項において「入管法」という。）別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする
ことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84））を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別表1の2）をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(7) 租税特別措置法（昭 32 法 26）

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72 条の 2 等）における市区町村長の証明事務（施行令 41 条及び 42 条 1 項）については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件（施行令 41 条）の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：国土交通省）

(8) 水道法（昭 32 法 177）

指定給水装置工事事業者の指定の申請（25 条の 2）、更新の申請（25 条の 3 の 2）及び変更の届出（25 条の 7）における登記事項証明書（商業登記法（昭 38 法 125）10 条。以下同じ。）の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、令和 4 年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和 5 年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁及び厚生労働省）

(9) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

- ・不動産登記法（平 16 法 123）に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 [再掲]

（関係府省：総務省）

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平 30 法 49）に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登

記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省：総務省及び国土交通省)

- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令元法 15）に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省：総務省)

(10) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（住民基本台帳法 30 条の 6 第 1 項。以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。[再掲]

(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和 5 年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この事項において「法」という。）に基づく産業廃棄物処理業の許可（法 14 条 1 項又は 6 項）、特別管理産業廃棄物処理業の許可（法 14 条の 4 第 1 項又は 6 項）及び産業廃棄物処理施設の許可（法 15 条 1 項）等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、令和 4 年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和 5 年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、総務省及び環境省)

(11) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁)

【外務省】

(1) 旅券法(昭26法267)

(i) 一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。

(ii) 一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送交付について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 日本語教育の推進に関する法律(令元法48)

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定すること

が可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

- ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針（10条1項）の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省）

【財務省】

（1）児童福祉法（昭22法164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省）

（2）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97）

机上査定（公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭32建設省）12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭40農林省）10等）の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、以下の措置を講ずる。

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を200万円未満（林道においては300万円未満）から500万円未満に引き上げる。

〔措置済み（令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け水産庁長官通知、令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知）〕

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を300万円未満から1000万円未満に引き上げる。

[措置済み（令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知、令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知、令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知、令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知）]

- ・机上査定の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しているWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択できるようにするとともに、災害査定において無人航空機等のデジタル技術を積極的に活用することを、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年4月28日付け農林水産省農村振興局防災課災害対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡）]

（関係府省：農林水産省及び国土交通省）

（3）地方税法（昭25法226）

国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁及び総務省）

（4）高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123）

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係

る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

（5）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）

指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省）

【文部科学省】

（1）学校教育法（昭22法26）

広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可（施行令23条1項11号）については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担を軽減する観点も踏まえ、令和4年度中を目途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。

（2）児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項につ

いて、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

（3）児童福祉法（昭22法164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、総務省、財務省及び厚生労働省）

（4）教科書の発行に関する臨時措置法（昭23法132）

地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（5）教育職員免許法（昭24法147）

幼稚園型の一時的預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時的預かり事業をいう。）に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令4法40）により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知）〕

（6）文化財保護法（昭25法214）

文化財保存活用地域計画（183条の3第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平31文化庁）を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安

を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。

(7) 出入国管理及び難民認定法（昭26令319）及び職業能力開発促進法（昭44法64）

職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。〔再掲〕

- ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法（以下この事項において「入管法」という。）別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする
ことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5
年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然
科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しよう
とする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育
を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対す
る専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84）
）を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められると
きには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別
表1の2）をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関と
の関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づい
て必要な措置を講ずる。

（関係府省：法務省及び厚生労働省）

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への
報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提
に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を
説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもつて
行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(9) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81）

学校施設環境改善交付金（以下この事項において「交付金」という。）につい

ては、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・施設整備計画（12条2項）に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。
- ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

(10) 水質汚濁防止法（昭45法138）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平19法56）、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平26法85）及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令元法19）

測定計画（水質汚濁防止法16条1項）、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項）、地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項）及び食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条）については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：消費者庁及び環境省）

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123）

後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重

点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：総務省、財務省及び厚生労働省)

(12) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154)

都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。

(13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

(i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供における3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する

食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。[再掲]
(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(14) スポーツ基本法（平 23 法 78）

地方スポーツ推進計画（10 条 1 項）については、以下のとおりとする。

- ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」（平 30 スポーツ庁次長）等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）、国のスポーツ基本計画（9 条 1 項）は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和 8 年度の第 3 期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(15) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

市町村子ども・子育て支援事業計画（61 条 1 項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。

また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

[措置済み（令和 4 年 3 月 18 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡、令和 4 年 9 月 13 日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書）]

(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、総務省、財務省及び厚生労働省）

（17）学校教育の情報化の推進に関する法律（令元法47）

学校教育情報化推進計画（9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。）については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画（教育基本法（平18法120）17条2項）等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡）〕

（18）日本語教育の推進に関する法律（令元法48）

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針（11条）については、以下のとおりとする。〔再掲〕

- ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
- ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針（10条1項）の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：外務省）

（19）多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業

幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(20) 認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査

私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(22) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程

職業実践専門課程（2条）として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(23) 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程

キャリア形成促進プログラム（2条）として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

(1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、専修学校・各種学校に通学中の障害児に関しても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして市区町村長が認める場合は、その給付決定を行うことを可能とする。

[措置済み(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号))]

(ii) 障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令 24 条 3 号）に係る障害児通所給付決定（21 条の 5 の 5 第 1 項）については、無償化対象通所児童の保護者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童については、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）]

- ・無償化対象通所児童については、所得区分に応じた負担上限月額認定をすることなく、利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において所得区分に応じた負担上限月額についての記載を不要とする方向で検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、令和4年度中に政令を改正し、実地によらない方法での実施を可能とする。

(iv) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、保育所の設備の基準の特例（同令 32 条の 2）を3歳未満児に拡大することについては、公立保育所における3歳未満児に対する食事の外部搬入に

関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び食品衛生法（昭 22 法 233）

児童福祉施設等における衛生管理については、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平 9 厚生省生活衛生局長）に限らず、関係業界団体が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書等（以下この事項において「手引書等」という。）を参考に指導を行うことも可能であることを地方公共団体に通知したことを踏まえ、地方公共団体における、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資するよう、手引書等の例を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和 4 年 2 月 7 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知、令和 4 年 8 月 31 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課長、保育課長、家庭福祉課長、子育て支援課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）]

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等（以下この事項において「児童等」という。）に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収（児童福祉法 56 条 2 項）に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。[再掲]

（関係府省：総務省）

[措置済み（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 69 号）]

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(i) 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 88 条 1 項及び 89 条 1 項）及び障害児福祉計画（児童福祉法 33 条

の 20 第 1 項及び 33 条の 22 第 1 項) については、障害者計画（障害者基本法（昭 45 法 84） 11 条 2 項及び 3 項）と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

(ii) 障害福祉サービス事業所等に対して市町村（精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下この事項において「市町村等」という。）が任意のものとして行う質問等事務については、指定事務受託法人（児童福祉法 57 条の 3 の 4 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 11 条の 2）に委託することが可能であることを明確化し、市町村等に周知する。

(iii) 障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、障害福祉サービス等の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中を目途に通知する。

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和 4 年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和 5 年度中にその結果をまとめる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（児童福祉法 19 条の 3 第 7 項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療 DX 推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、

廃止等必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、総務省、財務省及び文部科学省)

(7) 児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(8) 食品衛生法(昭22法233)

都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。[再掲]

- ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。
- ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実

情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。

(関係府省：消費者庁)

(9) 栄養士法（昭22法245）

管理栄養士名簿の訂正（施行令3条3項）については、期限後に申請があった場合の申請者からの遅延理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) 栄養士法（昭22法245）、医師法（昭23法201）、歯科医師法（昭23法202）、保健師助産師看護師法（昭23法203）、診療放射線技師法（昭26法226）、歯科技工士法（昭30法168）、臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）、薬剤師法（昭35法146）、理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）及び視能訓練士法（昭46法64）

各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁)

(11) 栄養士法（昭22法245）及び調理師法（昭33法147）

栄養士及び調理師の免許証の様式（栄養士法施行規則3条1項の別記2号様式及び調理師法施行規則3条の様式2）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。

(12) 予防接種法（昭23法68）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整については、都道

府県における地域の実情を踏まえた調整を依頼するとともに、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう、都道府県に通知する。

[措置済み（令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡等）]

(13) 消防法（昭23法186）

消防水利の基準（昭39消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

(14) 医師法（昭23法201）、歯科医師法（昭23法202）及び薬剤師法（昭35法146）

医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。

- ・医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（以下この事項において「医師等」という。）については、オンライン届出に係るシステムを構築し、令和4年度中に運用を開始する。
- ・医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(15) 保健師助産師看護師法（昭23法203）

准看護師試験の施行場所等の告示（施行規則19条）については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**(16) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、歯科衛生士法（昭 23 法 204）及び
歯科技工士法（昭 30 法 168）**

保健師助産師看護師法（33 条）、歯科衛生士法（6 条 3 項）及び歯科技工士法（6 条 3 項）に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和 4 年度中に運用を開始する。

(17) 医療法（昭 23 法 205）

医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、第 8 次医療計画等に関する検討会における議論を踏まえつつ、以下のとおりとする。

- ・令和 6 年度の臨時定員による地域枠の設置について検討し、令和 4 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・令和 7 年度以降については、引き続き検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(18) 労働組合法（昭 24 法 174）

労働委員会の高度情報通信技術の利用による会議（労働委員会規則（昭 24 中央労働委員会規則 1）16 条の 2）に係る開催要件については、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」における IT 活用に関する議論を踏まえて検討し、令和 5 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 通訳案内士法（昭 24 法 210）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、調理師法（昭 33 法 147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）及び製菓衛生師法（昭 41 法 115）

全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：デジタル庁、総務省及び国土交通省）

(20) 身体障害者福祉法（昭 24 法 283）

身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出（施行規則 2 条 1 項）及び同手帳への写真の表示（施行規則 5 条 2 項）については、やむを得ない場合に省略できることとすることについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）、介護保険法（平 9 法 123）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平 16 法 149）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和 7 年までに必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁）

(22) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

精神障害者保健福祉手帳の交付（45 条 2 項）については、以下のとおりとする。

- ・必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、申請者向けの申請書用チェックリスト及び医師向けの診断書用チェックリストを作成し、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和 4 年 2 月 15 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）〕

- ・地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において令和 7 年度までに行うこととされている地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に向けた取組の中で、地方公共団体が使用する障害者福祉システムを統一・標準化する。

(23) 生活保護法（昭 25 法 144）

- （i）ケースワーク業務の外部委託については、福祉事務所が被保護者に対し

て行う家庭訪問の方法に関する取扱いを見直し、外部の専門機関との連携により被保護者に係る必要な状況確認が可能な場合は、これをもって家庭訪問とみなすことができる範囲を拡大すること等を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）]

(ii) 医療扶助として給付される治療材料（15条2号）のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：国土交通省）

(iv) 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項等）が行われた場合に、生活保護法上の届出等（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項等）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(24) 建築基準法（昭25法201）

新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間（85条4項）及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の

存続期間（87 条の 3 第 4 項）については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2 年 3 か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。[再掲]

（関係府省：内閣官房及び国土交通省）

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 203 号））]

(25) 地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 1 項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和 4 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：総務省及び国土交通省）

(26) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則（昭 33 厚生省令 53）1 条 2 号から 4 号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する当該者の情報提供を令和 5 年度中に開始する。

[再掲]

（関係府省：法務省）

(27) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）及び職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

職業能力開発校（職業能力開発促進法 15 条の 7 第 1 項 1 号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。[再掲]

- ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法（以下この事項において「入管法」という。）別表 1 の 4 の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとする
ことについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和 5 年
中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然
科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しよう
とする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育
を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対す
る専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平 6 文部省告示 84））
を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められると
ときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別
表 1 の 2）をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関と
の関係性に留意しつつ検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づい
て必要な措置を講ずる。

（関係府省：法務省及び文部科学省）

（28）と畜場法（昭 28 法 114）

と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の行う検査（14 条 1 項、2 項及び 3 項）については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）」（令 4 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長）の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和 5 年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。

（29）水道法（昭 32 法 177）

- （i）給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託（24 条の 3 第 1 項）をより活用しや

すくするために必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (ii) 指定給水装置工事事業者の指定の申請（25条の2）、更新の申請（25条の3の2）及び変更の届出（25条の7）における登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条。以下同じ。）の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁及び法務省）

(30) 国民健康保険法（昭33法192）

- (i) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金（58条2項）については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」（厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課）において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）〕

- (ii) 市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理手続を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）〕

- (iii) 国民健康保険特別調整交付金（72条）については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、令和5年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積による按分はしないなど、交付額の

- 算定方法を簡素化し、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。
- (iv) 国民健康保険保険者努力支援交付金(72条3項)の事業費分については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度の申請に向けて、以下の措置を講ずる。
- ・当該交付金の交付基準の明確化を図った上で、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。
 - ・地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課)の内容を充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。
- (v) 国民健康保険の資格喪失に係る届出(施行規則13条)については、世帯主及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和4年度中に省令を改正し、生活保護部局からの通知等により被保険者の生活保護受給開始を確認できる場合は、市区町村の判断で世帯主による届出の省略を可能とする。
- (vi) 国民健康保険療養給付費等負担金(70条)・普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。
- ・国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金の算定基礎となる数値のうち、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を市区町村システム内で計算処理をし、当該データを報告用システムと連携可能とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において令和4年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・療養給付費等負担金の実績報告書については、提出期限の延長を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vii) 国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (viii) 無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて

検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (ix) 国民健康保険の保険料（76条）の徴収に関する世帯主の取扱いの柔軟化については、実効性や市区町村における事務負担の軽減の観点にも留意しつつ、市区町村の意向も踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(31) 国民健康保険法（昭33法192）及び介護保険法（平9法123）

高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2）については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(32) 国民年金法（昭34法141）

国民年金第二号被保険者から第一号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(33) 薬剤師法（昭35法146）

離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。

- ・当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするものの考え方について、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知）]

- ・「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方につ

いて」(令4 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長)について、「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」が含まれることを明確化し、地方公共団体に周知する。

[措置済み(令和4年10月7日全国薬務主管課長協議会)]

(34) 児童扶養手当法(昭36法238)

- (i) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- (ii) 児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(令2 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。

(35) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)

- (i) 特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出(施行規則4条)から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。
- (ii) 特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。

(36) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123)

- (i) 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及

び61条の2)については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：総務省、財務省及び文部科学省)

(37) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)

災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(38) 救急救命士法(平3法36)

アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。[再掲]

- ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。
- ・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピ

ネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省)

(39) 介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 地域包括支援センター（115 条の 46 第 1 項）の業務については、引き続き実態の把握に努めつつ、社会保障審議会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定（115 条の 22 第 1 項）の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ii) 介護保険事業計画（117 条 1 項及び 118 条 1 項）については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（116 条 1 項）の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等の見直しについては、都市部、離島・中山間地域を対象に実施した調査における訪問介護サービスの利用状況や運営上の課題等も踏まえ、引き続き地域の実態の把握に努めつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じ、持続可能なサービスの提供がなされるよう必要な方策を検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業者及び指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(40) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平 10 法 114）

- (i) 都道府県から市町村への感染症に関する情報提供については、市町村長は感染を防止するための報告又は協力（44 条の 3 第 1 項及び第 2 項）に係る都道府県知事からの協力の求め（同条 6 項）に応ずるため必要があると

認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることを可能とする。

[措置済み(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)、令和4年12月9日付け厚生労働省医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)]

- (ii) 入院の勧告(19条1項)又は措置(同条3項)の実施主体については、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないように連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(41) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)

高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。

(関係府省：国土交通省)

(42) 健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法95)

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

(43) 個人情報保護に関する法律(平15法57)

水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が

可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：個人情報保護委員会)

(44) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

- (i) 障害支援区分の認定（21 条 1 項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の負担軽減を図るため、当該事務の効率化に資する研修資料等を作成又は改定し、市町村に令和4年度中に通知する。
- (ii) 障害者支援区分の認定等に係る調査（20 条 2 項）については、以下のとおりとする。

- ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査（以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。）について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・臨時的オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが担保できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型及びB型）における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認することとするなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年9月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(45) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナ

ウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

- (ii) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

- (iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

- (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供における3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(46) 自殺対策基本法（平18法85）

地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(47) がん対策基本法（平 18 法 98）及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平 30 法 105）

都道府県がん対策推進計画（がん対策基本法 12 条）及び都道府県循環器病対策推進計画（健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 11 条）については、医療計画（医療法（昭 23 法 205）30 条の 4）等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和 4 年度中に通知する。

(48) 統計法（平 19 法 53）

社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和 5 年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。
- ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和 6 年の当該調査に向けて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・福祉行政報告例（報告表第 54 表及び 54 の 2 表）の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(49) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

市町村子ども・子育て支援事業計画（61 条 1 項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。

また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

[措置済み（令和 4 年 3 月 18 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡、令和 4 年 9 月 13 日付け「地方版子ども・子育て

て会議の取組に関する調査」報告書)]

(50) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律 7 条 4 項）への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：デジタル庁、総務省、財務省及び文部科学省）

(51) 生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）

生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(52) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

特定医療費の支給（5 条 2 項）に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法（昭 25 法 226）上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とすることについて検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(53) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平 28 法 111）

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画（9 条 1 項）については、以下のとおりとする。

- ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との

一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。

- ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画（8条1項）の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：国土交通省）

(54) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令4法52）

都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（8条1項）及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（同条3項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(55) 8020 運動・口腔保健推進事業

8020 運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(56) 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金

結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担（補助）金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県（市・区）における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。

(57) 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査

私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

(58) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和4年度中に有料道路事業者へのオンラインによる申請を可能とする。

(関係府省：国土交通省)

(59) 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務

障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置のうち、半額免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和5年度中に日本放送協会へのオンラインによる申請を可能とする。〔再掲〕

(関係府省：総務省)

(60) 依存症治療指導者養成研修等に関する事務

依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行うこととし、また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に令和5年度の早期に周知する。

(61) がん診療連携拠点病院の指定に関する事務

がん診療連携拠点病院等の医師の配置に関する要件の在り方については、地域におけるがん診療の状況や遠隔診療の活用状況等を踏まえつつ、次期「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令4厚生労働省健康局長)の改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【農林水産省】

(1) 獣医師法(昭24法186)

獣医師法に基づく届出（22条）については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式（施行規則 13 条 2 項の第 6 号様式）に追加する。

[措置済み（獣医師法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省令第 58 号））]

（2）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭 25 法 169）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭 26 法 97）

机上査定（公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭 32 建設省）12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭 40 農林省）10 等）の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、以下の措置を講ずる。[再掲]

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を 200 万円未満（林道においては 300 万円未満）から 500 万円未満に引き上げる。

[措置済み（令和 4 年 4 月 1 日付け農林水産省農村振興局長通知、令和 4 年 4 月 1 日付け林野庁長官通知、令和 4 年 4 月 1 日付け水産庁長官通知、令和 4 年 4 月 12 日付け農林水産事務次官通知）]

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を 300 万円未満から 1000 万円未満に引き上げる。

[措置済み（令和 4 年 3 月 31 日付け国土交通省港湾局長通知、令和 4 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官通知、令和 4 年 4 月 1 日付け農林水産省農村振興局長通知、令和 4 年 4 月 1 日付け林野庁長官通知、令和 4 年 4 月 1 日付け国土交通省都市局長通知、令和 4 年 4 月 1 日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知）]

- ・机上査定の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施している WEB 会議方式による机上査定を平常時においても選択できるようにするとともに、災害査定において無人航空機等のデジタル技術を積極的に活用することを、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和 4 年 4 月 28 日付け農林水産省農村振興局防災課災害対策室長事務連絡、令和 4 年 4 月 28 日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐事務連絡、令和 4 年 4 月 28 日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、

令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡]

(関係府省：財務省及び国土交通省)

(3) 農業委員会等に関する法律(昭26法88)

農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。

(4) 国土調査法(昭26法180)

都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。

(関係府省：国土交通省)

(5) 森林法(昭26法249)

(i) 森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。[再掲]

(関係府省：法務省)

[措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)]

(ii) 森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)に

については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となった具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

- (iii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)

都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。

- ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。
- ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。

(7) 住民基本台帳法(昭42法81)

以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

- ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合〔再掲〕
(関係府省：総務省)
- ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合〔再掲〕
(関係府省：総務省)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会

が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省：総務省)

- ・森林経営管理法（平 30 法 35）に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 [再掲]

(関係府省：総務省)

(8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

農用地利用計画の案に対する異議の申出（11 条 3 項）については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9) 総合保養地域整備法（昭 62 法 71）

総合保養地域整備法に基づく基本構想（5 条 1 項）を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：総務省、経済産業省及び国土交通省)

(10) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平 11 法 112）

都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（8 条）については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和 4 年度中に通知する。

(11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平 12 法 116）

食品関連事業者（2 条 4 項）の委託を受けて食品循環資源（同条 3 項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21 条）については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和 4 年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和 5 年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林

水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。

(関係府省：環境省)

(12) 土壤汚染対策法（平14法53）

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。

(関係府省：環境省)

[措置済み（土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第6号））]

(13) 食育基本法（平17法63）

市町村食育推進計画（18条）等に関する調査については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。

(14) 有機農業の推進に関する法律（平18法112）

有機農業の推進に関する施策についての計画（7条。以下この事項において「推進計画」という。）については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令4法37）16条。以下この事項において「基本計画」という。）に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み（令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知）]

(15) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101）

農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能（施行規則 12 条 3 項 1 号）であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。

[措置済み（令和 4 年 10 月 28 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）]

(16) 土地改良事業関係補助金

土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。

- ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」（平 25 農林水産事務次官）第 3 の 2 に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。
- ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。

[措置済み（令和 4 年 11 月 4 日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知）]

(17) 農山漁村振興交付金

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型）に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和 5 年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。

【経済産業省】

(1) 中小企業信用保険法（昭 25 法 264）

(i) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2条5項及び6項）に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。

[措置済み（令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知）]

(ii) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2条5項及び6項）に関する手続については、令和5年度の手続までにオンライン化する。[再掲]
(関係府省：デジタル庁)

(2) ガス事業法（昭29法51）、電気事業法（昭39法170）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）

電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長（特別区の長を含む。）が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村（特別区を含む。）に令和4年度中に通知する。

(関係府省：国土交通省)

(3) 電気工事士法（昭35法139）

電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類（施行規則6条及び8条）については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。

(4) 電気事業法（昭39法170）

地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者（地方自治法244条の2第3項）に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係（2条1項5号ロ）を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。

(5) 総合保養地域整備法（昭 62 法 71）

総合保養地域整備法に基づく基本構想（5 条 1 項）を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：総務省、農林水産省及び国土交通省）

(6) 大規模小売店舗立地法（平 10 法 91）

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名（5 条 1 項 2 号）の変更の届出（6 条 1 項）については、廃止する方向で検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平 13 法 65）

低濃度 PCB 廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。

（関係府省：環境省）

[措置済み（低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（令和 4 年 3 月経済産業省、環境省））]

(8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平 20 法 33）

事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定（12 条 1 項及び施行令 2 条）については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手續等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和 5 年度中にホームページで周知する。

(9) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。

- ・ 交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に流用できることを明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中に周知する。

- ・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭 53 通商産業省告示 434）に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【国土交通省】

（１）地方自治法（昭 22 法 67）及び都市公園法（昭 31 法 79）

指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部を Park-PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。[再掲]

（関係府省：総務省）

[措置済み（令和 4 年 12 月 9 日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知）]

（２）港則法（昭 23 法 174）及び海上交通安全法（昭 47 法 115）

港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等（港則法 31 条 1 項及び 45 条並びに海上交通安全法 40 条 1 項及び 7 項並びに 41 条 1 項及び 4 項）に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中に周知する。

（３）通訳案内士法（昭 24 法 210）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、調理師法（昭 33 法 147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）及び製菓衛生師法（昭 41 法 115）

全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連

携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、総務省及び厚生労働省)

(4) 生活保護法(昭25法144)

住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：厚生労働省)

(5) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97)

机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、以下の措置を講ずる。[再掲]

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に引き上げる。

[措置済み(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け水産庁長官通知、令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知)]

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を300万円未満から1000万円未満に引き上げる。

[措置済み(令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知、令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知、令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知、令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知)]

- ・机上査定の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しているWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択できる

ようにするとともに、災害査定において無人航空機等のデジタル技術を積極的に活用することを、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年4月28日付け農林水産省農村振興局防災課災害対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡）]

（関係府省：財務省及び農林水産省）

（6）建築基準法（昭25法201）

（i）新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間（85条4項）及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間（87条の3第4項）については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。[再掲]

（関係府省：内閣官房及び厚生労働省）

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第203号））]

（ii）用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可（48条1項から14項）のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

（iii）農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（別表2（ち））として、特定行政庁の許可（48

条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。

(iv) 建築物の床面積(施行令2条1項3号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティを建築物の床面積に算入しないこと及びピロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。

(v) 建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。
- ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 地方税法(昭25法226)

二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。[再掲]

(関係府省：総務省)

(8) 地方税法(昭25法226)及び個人情報保護に関する法律(平15法57)

事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者(納税義務者等)の家屋の図面などの個人データ(個人情報保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。[再掲]

(関係府省：個人情報保護委員会及び総務省)

(9) 地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 1 項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和 4 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

(10) 港湾法（昭 25 法 218）

港湾計画（3 条の 3）については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(11) 国土調査法（昭 26 法 180）

都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19 条 5 項）の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認（19 条 7 項）を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第 19 条第 5 項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭 56 農林水産省構造改善局長）を令和 4 年度中に改正し、令和 5 年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。〔再掲〕

（関係府省：農林水産省）

(12) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」（令 4 国土交通省自動車局自動車情報課）において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及

び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。

- ・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間（5年間）の更新時に限ることとする。
- ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。

(13) 公営住宅法（昭26法193）

公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。

(14) ガス事業法（昭29法51）、電気事業法（昭39法170）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）

電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長（特別区の長を含む。）が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村（特別区を含む。）に令和4年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：経済産業省）

(15) 土地区画整理法（昭29法119）

土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取（76条2項）については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。

(16) 都市公園法（昭31法79）

シェアサイクルポートについては、公園施設（2条2項）として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通

知)]

(17) 租税特別措置法（昭 32 法 26）

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72 条の 2 等）における市区町村長の証明事務（施行令 41 条及び 42 条 1 項）については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件（施行令 41 条）の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：法務省）

(18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭 33 法 98）、 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭 39 法 145）及び都市計画法（昭 43 法 100）

- (i) 工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「首都圏近郊整備法」という。）5 条 1 項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（以下「近畿圏近郊整備法」という。）7 条 1 項）については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和 5 年中に周知する。
- (ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更（都市計画法 63 条）については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和 5 年中に周知する。
- (iii) 造成工場敷地の譲受人の資格（首都圏近郊整備法 22 条及び近畿圏近郊整備法 31 条）については、令和 4 年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 豪雪地帯対策特別措置法（昭 37 法 73）

「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」（令 3 国土交通省）において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも

可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 住民基本台帳法（昭42法81）

以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省：総務省及び法務省）

(21) 都市計画法（昭43法100）

開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可（42条1項）及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可（43条1項）については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」（平26国土交通省都市局）に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。

(22) 都市計画法（昭43法100）及び都市再生特別措置法（平14法22）

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（都市再生特別措置法81条）及び都市・地域総合交通戦略（「都市・地域総合交通戦略要綱」（平21国土交通省都市・地域整備局長）第三）については、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法18条の2）と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」（令4国土交通省都市局都市計画課）及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」（令4国土交通省都市局）を改訂する。

(23) 国土利用計画法（昭49法92）

(i) 土地利用基本計画（9条1項）については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」（平29国土交通省国土政策局）を改正し、以下の措置を講ずる。

- ・土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。
- ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会（38条）の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。

(ii) 土地売買等の事後届出（23条1項）については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。

(iii) 土地利用審査会（39条）の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(24) 総合保養地域整備法（昭62法71）

総合保養地域整備法に基づく基本構想（5条1項）を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：総務省、農林水産省及び経済産業省）

(25) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画（6条1項）に記載すべき内容を包

含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。

(26) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平12法149）

マンション管理適正化推進計画（3条の2。以下この事項において「推進計画」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」（令4国土交通省住宅局参事官）を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。
- ・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法（平5法88）上の申請に対する処分の審査基準（同法5条）に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(27) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平13法26）

高齢者居住安定確保計画（4条1項及び4条の2第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。[再掲]

（関係府省：厚生労働省）

(28) 都市再生特別措置法（平14法22）

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（81条）に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。）については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、

81 条 22 項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和 4 年度中に「立地適正化計画作成の手引き」（令 4 国土交通省都市局都市計画課）を改訂する。

(29) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）

地域公共交通利便増進実施計画（27 条の 16 第 1 項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和 5 年度中に必要な措置を講ずる。

(30) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平 19 法 112）

市町村賃貸住宅供給促進計画（6 条 1 項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和 4 年度中に通知する。

(31) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和 4 年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平 16 国土交通事務次官）を改正し、空家等対策計画（6 条）に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。

(32) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平 28 法 111）

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画（9 条 1 項）については、以下のとおりとする。[再掲]

- ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推

進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。

- ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画（8条1項）の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

(33) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）

所有者不明土地対策計画（45条）については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）6条）と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。

[措置済み（令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知）]

(34) 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。

(35) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和4年度中に有料道路事業者へのオンラインによる申請を可能とする。[再掲]

（関係府省：厚生労働省）

【環境省】

(1) 住民基本台帳法（昭42法81）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

- (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可

などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。[再掲]

- (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

- (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：デジタル庁、総務省及び法務省)

(2) 大気汚染防止法(昭43法97)

大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定局数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。

[措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]

(3) 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置

法（平 11 法 105）

各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。

- ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」（平 8 環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長）を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用する LGWAN への接続が令和 6 年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請）の在り方を踏まえつつ検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（4）騒音規制法（昭 43 法 98）及び振動規制法（昭 51 法 64）

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。

- ・届出書の提出（騒音規制法施行規則 3 条及び振動規制法施行規則 3 条）については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・届出のオンライン化については、地方公共団体が利用する LGWAN への接続が令和 6 年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請）の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（5）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- （i）一般廃棄物処理基本計画（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平 20 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長））については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能で

あることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。

- (ii) 『『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について』(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

(6) 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)

測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：消費者庁及び文部科学省)

(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。

(8) 湖沼水質保全特別措置法（昭 59 法 61）

湖沼水質保全計画（4 条 1 項）については、以下の措置を講ずる。

- ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼（3 条 1 項）が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・計画期間が 5 年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて 5 年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標（「湖沼の COD 並びに窒素及び燐の環境基準の暫定目標について」（平 4 環境省水質保全局水質管理課長））の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。

(9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平 4 法 70）

自動車使用管理計画（33 条）については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。

[措置済み（自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令（令和 4 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号））]

- ・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み（令和 4 年 11 月 28 日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知）]

(10) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平 7 法 112）

市町村分別収集計画（8 条 1 項）については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和 4 年度中に

通知する。

(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）

地方公共団体実行計画（21 条 1 項）の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。

- ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告（電気関係報告規則（昭 40 通商産業省令 54）2 条）から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和 5 年度中に提供する。
- ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和 5 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) ダイオキシシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

(i) 大気のだいおキシシン類による汚染の状況の常時監視（26 条 1 項）に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。

[措置済み（令和 4 年 3 月 31 日付け環境省水・大気環境局長通知）]

(ii) 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28 条 3 項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（同条 4 項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 5 年度中に省令を改正し、地方公共団体が利用する LGWAN への接続が令和 6 年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請）を利用した手続を可能とする。

(13) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平 12 法 116）

食品関連事業者（2 条 4 項）の委託を受けて食品循環資源（同条 3 項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例

(21 条) については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和 4 年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和 5 年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示 1) の改定等を行う。[再掲]
(関係府省：農林水産省)

(14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平 13 法 65)

低濃度 PCB 廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。[再掲]
(関係府省：経済産業省)

[措置済み(低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(令和 4 年 3 月経済産業省、環境省))]

(15) 土壌汚染対策法(平 14 法 53)

(i) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4 条 1 項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。[再掲]

(関係府省：農林水産省)

[措置済み(土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年環境省令第 6 号))]

(ii) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4 条 1 項)及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14 条 1 項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」

(平 22 環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡）]

(16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。

[措置済み（令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境事務次官通知）]

(17) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」（平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。

[措置済み（令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）]

(18) 循環型社会形成推進交付金

市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。